海外旅行保険 重要事項説明書 (通顺契約用)

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

- ■ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「契約概要のご説明」に、特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みくださ いますようお願いします。また、本書面は、ご契約に関す る全ての内容を記載しているものではありません。詳細は 普通保険約款・特約をご確認ください。ご不明な点にては、カスタマーセンターにお問い合わせください。
- ■ご契約者と被保険者が異なる場合など、ご契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載さ れている内容をお伝えくださいますようお願いします。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

au損保へのお問い合わせ・ご相談・苦情がある場合には下記でご連絡ください。

事故が発生した場合は、30日以内に 下記にご連絡ください。

カスタマーセンター

0800-700-0600

受付時間 9:00~18:00 (年末年始を除きます)

- ※ 携帯電話・PHS からもご利用 いただけます おかけ間違いにご注意ください。

海外サポートデスク

0077-78-7365 国内 または 03-6365-8885 から 海外 (81) -3-6365-8885

※コレクトコールをご利用ください 受付時間 24 時間 365 日 ※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について au 損保との間で問題を解決できない場合は

au 損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指 定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契 約を締結しています。au 損保との間で問題を解決できない 場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うご ができます。 日本損害保険協会 そんぽADRセンタ-

[ナビダイヤル] 0570-022808

※受付時間[平日 AM9:15~PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)]

-ジをご覧ください。 日本損害保険協会のホームペー http://www.sonpo.or.jp/

契約概要 Ι

のご説明

ご契約に際して特にご確認いただき たい事項を、この「契約概要のご説明」 に記載しています。

商品の仕組みおよび引受条件等 (1>商品の仕組み

(1) 海外旅行保険は、海外旅行中に被保険者がさまざまな急激かつ偶然な外来の事故によって傷害(「ケガ」といいま す。) を被った場合、発病した場合またはその他費用を負 担することによって損害を被った場合などに保険金をお 支払いする保険です。 海外に永住される方や帰国予定のない方を被保険者と

するご契約はできません。

(2)被保険者(補償の対象となる方)の範囲

被保険者の範囲は、「本人タイプ」もしくは「家族タイプ (注1)」よりご選択いただくことができます。

被保険者の範囲

本人タイプ 契約申込画面にて指定されたご本人 契約申込画面にて指定されたご本人およ 家族タイプ びご本人と一緒に旅行されるご家族(注2) (注1) うち、 契約画面に指定された方 \mathcal{O}^{2} 家族旅行特約をセットしたタイプです。 以下に該当する方に限ります。 近本人の配偶者(婚姻の届出を予定されている方を含みま です。

(注 2)

- ゚゚゙す。 ゚゙ , 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(ご本人の 2 2
- ② ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(ご本人の 6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。) ③ ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚*の子 *未婚とは、婚姻歴のないことをいいます。 ② 上記の家族構成は、保険契約締結時におけるものをいいます。 ③ ご家族の範囲以外の方がご加入された場合は、家族旅行特約の規定に従い、保険金が削減されたりお支払いできないことか

家族旅行特約 あります

<2>補償の内容等(主な特約とその概要) (1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

金

険い

金す

のる

額

この保険について、主なものを記載しています。またご契 約のプランおよびセットされる特約により「保険金をお支 払いする場合」や「お支払いする保険金の額」が異なるこ こがありますのでご注意ください。なお、傷害死亡保険金 と疾病死亡保険金は死亡された被保険者の死亡保険金受 取人に、治療・救援費用保険金の救援者費用部分は費用を 負担された方に、それ以外の保険金はケガ、損失または損 害を被った被保険者にお支払いします。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

海外旅行中の事故によるケガのため、 険 の発生の日からその日を含めて180日以内 余 に死亡された場合 を 傷 すお る支 害 死 場払 亡 <u>合い</u> お 保 女 傷害死亡保険金額の全額 険 保払

※ 同-−のケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支 払いしている場合は、傷害死亡保険金額からその額を 差し引いてお支払いします。

傷害死亡保険金	保険金をお支払いできない主な場合	① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ④ 脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注) ⑦ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ⑧ 危険な職業に従事中のケガ ⑨ 旅行開始前・終了後に発生したケガなど自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。
	保険金をお支払い	海外旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合
	お支払いする	傷害後遺障害 保険金額 × 機遺障害の 程度に応じた 約款所定の 保険金支払割合 (4%~100%)(注) ※ お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間 を通じて傷害後遺障害保険金額が限度となります。
傷害後遺障害保険金	保険金をお支払いできない主な場合	① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転かできないおそれがある状態での運転中の事故 ④ 脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注) ⑦ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ⑧ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ⑨ 危険な職業に従事中のケガ ⑥ 旅行開始前・終了後に発生したケガ など(注1)テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、限科・耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます。
疾病死亡保険金	保険金をお支払いする場合	(注1) 旅行終了後に発病した病気により、旅行終了保了保証をいる。 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72 時間を経過するまでに治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30 日以内に死亡された場合(注1) 3 海外旅行中に感染した所定の感染症(注2) によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 (注1) 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。 (注2) 感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、領ロ虫、ウエストナイル熱、リッサウイルストの発症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。
	お支払いする保険	疾病死亡保険金額の全額 ① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
	できない主な場合	思または聖人な過失 ② 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注) ④ 妊娠、出産、早産または流産が原因の病気 ⑤ 歯科疾病 など (注)テロ行為によって発生した病気に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。

●治療費用に関するもの ① 海外旅行の中本版によるクガにより、治療を受けられた場合 ② 海外旅行的を設けるまでに治療を受けられた場合 ② 海外旅行的を設けるまでに治療を受けられた場合 ② 海外旅行的に対していまり、一般では、1 によって、旅行終了目からその日を含めて、30 日を経過するまでに治療を受けられた場合 ② 江 所			
② 海外旅行開始後に予頼した病気により。旅行 終了後72年9年間を経過するまでに治療を受けられた場合 (注1) 新洋質がほと角にためて20日を含めて30日を経過するまでに治療を受けられた場合 (注1) 新洋質に発見がほと角にためて20日を含めて30日を経過するまでに治療を受けられた場合 (注1) 新洋質に発見がほと角にためて20日を含めて30日を経過するまでに治療を受けられた場合 (注2) 感味をは、コレラ・ベスト、天然島、発酵・ブス・ラッサが熱、マラリア、回帰熱、原・デロ・アン・フェン・コートので、10日			① 海外旅行中の事故によるケガにより、治療を
おして場合では、10 海外所不中に感染した所定の感染症で20 によって、統行終了12 からでも20 に日から、12 の			② 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行
よって、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を受けられた場合 (注1) 新洋野でに発明した時間に対しては、原はが、原は一のでは、原はが、原は一のでは、原はが、原は一のでは、原は、原は、原は、原は、原は、原は、原は、原は、原は、原は、原は、原は、原は			
日本経過するまでに治療を受けられた場合 (注) 新常行を定発にために関います。然態、発酵シース・デック解、マリンラ・ベスト 天像、実際・フス・デック解、マリンラ・ベスト 天像、裏部・選生等吸感を検え、エボラに関係。 残事、事性・会性が関係では、エボラに関係。 大き から			
(注) 国際をは、コレラ、ベスト 天然底、晩瘡チ フス・ラッサ為、マシリア、回帰め、高熱、血症 会性呼吸器を学用、エボラは動物、クリミア・コ ンゴ油血熱、マールブルグ原、コクシシオイデス、 億、デング場、部口重・コエストナイル為、リッ サウイルス感染底、高級性量インルエンゲ、ニバ ウイルス感染底、高級性量インルエンゲ、ニバ ウイルス感染底、高級性量インルエンゲ、ニバ ウイルス感染底、高級性量インルエンゲ、ニバ ウイルス感染底、高級性量インルエンゲ、ニバ ウイルス感染底、高級性量インルエンゲ、ニバ ウイルス感染底、高級性量インルエンゲ、ニバ ウイルス感染底、高級性量インルエンゲ、ニバ ウイルスが多なに、高級性量インルエンゲ、ニバ ウイルスが多なによるクガーほり、事故の 免生の日からその日を含めて 180 日以内に 免亡された場合 (病の場合は、旅行中に 治療を開始したと告に限ります。) (3 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で高外 旅行中に発症した内にされた場合 (2) 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で高外 旅行中に発症したが表にさり、3 日以上によりまた。 大阪された場合(病の場合は、旅行中に 治療を開始し、旅行移て日からその日を含め て30 日以内に死亡された場合 (3) 乗りマイをご契約の場合は、日底よらす入 阪された感染を解析したが変更れないまなが変更なが悪と確認された場合 (43) 家タタイをご契約の場合は、日はよらす入 阪された場合の。(6) (2) については、カナカの場 からるの関地でしては3日以上続けて入原され と過点に限ります。) (5) 医原 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2			日を経過するまでに治療を受けられた場合
フス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、養熱、血症 会性呼吸器をデールブルグ病、コクシシオイデス 症、デンダ熱、観日重、プエストナイル熱、リッ サンイルス感染症、悪症を増生血熱、ハンタツイ を力・ルスを感症、悪症を受け、一致、サンタールスを感性、悪症は、一致、サンク・ルスを感性、悪症を受け、一致、レンテンス、リアトルー熱、レフトンス、リアトルー熱、レフトンス、リアトルー熱、レフトンス、リアトルー熱、レフトンス、リアトルー熱、レフトンス、リアトルー熱、レフトンス、リアトルー熱、レフトンス、リアトルー為、レフトンス・関連のは、おうプロリア・アース、リアトルー熱、レフトンスを開発した。 の場外所行中の事故によるクガにより、事故のの発生の日からでも自然の一般を開始したときに限ります)。 の場外所行中に発信した病気により、3日以上にかけ、病を開始したときに限ります)。 の場外所行中に発信した病気により、旅行中に治療を開始したときに限ります)。 の場所に大神気により、3日以上にからであり、旅行中に治療を開始したときに限ります。 の場が振行中に発信した病気により、旅行中に治療を開始したが主きに取りた場合。 のまたまり生死が確認できない場合、響察等の公的機関によって緊急投奔、教助活動か必要な状態と確認された場合。 のままって緊急投奔、教助活動か必要な状態と確認された場合。 はまり生死が経過を終われた治療費等のつち、主婦に関していては3日以上続けて入院された場合をから表の費用については3日以上続けて入院された場合の費用については3日以上続けて入院された場合の費用については3日以上に対しているの費用については3日以上に対しているのの費用については3日以上に対けて入院された場合のの自然のであいたがにより、クカーの場合の日か、病気の自然の関係の自然のであいたがに必要ない場合をあった。 かまの自然を関係が用れてきるとないの場合は、クカの場合、ルテの自然を関係が用れてきるとないの場合をあらた。 のまます。 のまます。ことのの場合は、のからに必要なで連貫、宿泊度 関度 し身の回の高原み負 (1 回のケガ・病等、 のまます。) の 旅行を関係といまます。 の 旅行を関係といまます。 の 旅行を関係といまます。 の 旅行を関係といまます。 の 旅行をあるのよりに必要ななが重視、宿泊度 は返尿しるを対するに必要ななが重角、宿泊度 はな戻しを受けた金部のよりに対する場合にないまました。 の 旅行をあるに必要ななが関係のよりによいまました。 の 家様を開ま、または被保険者の多なから などのよりたいの表のないの時間といていたるのよりによいまました。 の 家様を育る力はことをデアとしていた金額の はなりたいるからないの時間といた。 などのよりたいの時間といたの時間をあらしていた。 の 家様を育るのよりに対していた。 の 家様を育るのよりに対していた。 の 家様を育るのよりに対していた。 の 家様を育るのよりに対していた。 の の 家様を育りではいたの時間といたからないのかまとしていた。 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の			旅行中に発生したものに限ります。
定義の (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			フス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症
保険金を			ンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス
会			サウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイ
● 救援費用に関するもの		金	ウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフ
発生の日からその日を含めて 180 日以内に 死亡された場合 (海気が年の事故によるケガや海外旅行中 に発病した病気により、3 原本が日本の場合は、旅行中に治療を開始したときに限ります。) ・ 海気、妊娠、比極、日産、流産が原因で国外 旅行中に死亡された場合 (海気の場合は、旅行中に治療を開始したできたは場合。) ・ 海外所行中に発病した病気により、旅行中に治療を開始したできたが場合。 ・ 海外所行中に発病した病気により、旅行中に治療を開始し、旅行を登めて30日以内に死亡された場合。 ・ 海が配開始し、旅行を登め、場合は、影際等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合。 ・ なりを経験をでは、150 ただし、下記 15 支払しずる保険金の値 ● 検護責用に関するもの〕から⑥の資用については日以上続けて入炭された場合に限ります。 ・ 治療費用に関するもの 下記の費用で要際に支払われた治療費等のうち 社会通念上妥当と認められる金値 (下記のプース) ⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、病気の場合は初診の日から、で静度・再版に必要となった。 ・ の目を含むて180日以内に必要となる ・ の目を含むて180日以内に必要となき合みます。) ・ の後、海豚に対場下さない場合は初診をの日から、での日を含めて180日以内に必要とな合かます。 ・ のます。 ・ のまず、 ・ のまず、 ・ のます。 ・ のまず、 ・ のまず、 ・ のます。 ・ のます。 ・ のます。 ・ のまず、 ・ のまで、 ・		お	●救援費用に関するもの
**		払	発生の日からその日を含めて 180 日以内に
会所した病気(により、乳口上(は)減が下した 療を開始したときに限ります。) (3) 病気、妊娠、出産、甲産、流産が原因で海外 旅行中に死亡された場合。(4) 海外旅行中に治療を開始し、旅行等所した病気により、旅行中に 治療を開始し、旅行等により、旅行中に 治療を開始し、旅行等所した病気により、旅行中に 治療を開始し、旅行等により、旅行中に 治療を開始し、旅行等により、旅行中に 治療を開始し、旅行等により、旅行中に 治療を開始し、旅行等により、旅行中に 治療を開始し、旅行等により、旅行中に 治療を開始し、旅行等により、旅行中に 治療を開始し、旅行等により、旅行中に 治療を開始し、旅行等といい場合。事 故により生まが体態できない場合。事 など、 (注3) 家族タイプをご契約の場合は、日数によらす入 院された場合となります。ただし、下記「お支払 いする保険金の値・象別度側に関するものうう た場合に限ります。。 (下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち 社会通念上妥当と認められる金額 (下記のの費用につます。) (下記ののの場)。(の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の)		す	
 ・ 病を開始したときに限ります。) ・ 病気、妊娠、出産、胃産、流産が原因で海外旅行中に光流を開始と、旅行中に治療を開始と、旅行中に治療を開始と、旅行中に治療を開始と、旅行中に治療を開始と、旅行を開始と、旅行の日を含めて30日以内に死亡された場合 ・ 乗っている航空機・船舶が適難した場合、事故により生まが確認された場合 ・ 乗っている航空機・船舶が適難した場合、事故により生まが確認された場合を発表を表している航空機・部域が高速した場合、要素をは北郷と有限の専門については13日以上続けて入原された場合に限ります。 ・ 金油の費用については13日以上続けて入原された場合に限ります。 ・ 金油の費用に関するもの下記の費用で変縁に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用で要縁に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用で製験に支払のたおる金額(下記のの費用に関します。) ・ 2 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で		場	
旅行中に死亡をれた場合 ② 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に治療を開始し、旅行を口からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③ 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、3年の公的機関によって緊急搜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 (注3) 薬族タイプをご契約の場合は、日数によらず入院された場合を対します。ただし、下配 1 おされ 1 大場合に関わます。ただし、下配 1 おされ 1 大場合に関わます。ただし、下配 1 おされ 1 大場合に関わます。 一治療費用に関するもの下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額 (下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額 (下記のの一3、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて 180 日以内に必要となった費用に関ります。) ① 医師・病院が利用できる場合、20 法等 3 場合の宿泊施設客室料などをうみます。) ② 治療のために必要になった適原雇人費用 2 海豚・方のために必要になった。 和 3 海野・ 第			
治療を開始し、旅行終了日からその日を含め て 30 日以らに死亡された場合 ③ 東かている航空機・船舶が運躍した場合、事故により生光が確認できない場合、警察等の 公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要 な状態と確認された場合 (注3) 家族タイプをご契約の場合は、日数によらず入 院された場合となります。ただし、下記 はお支払 いする保険金の額 今数度側に関するもの」② りから⑥の費用については3日以上続けて入院され た場合に限ります。 ● 治療費用に関するもの 下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち 社会通念上妥当と認められる金額 (下配の①へ③。(6) のについては、ケガの場 合は事故の日から、病気の場合は初診の日か ら、その日を含めて 180 日以内に必要となっ た費用に限ります。) ① 治療のために必要になった適駅保費用(緊 急を支援、病院が利用できない場合や医師の指 示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含 みます。) ② 治療のために必要になった通駅雇入費用、交 通費 (3 義手、義足の修理費 (ケガの場合のみ) ④ 入院のため必要になった。直関障電話が高 信費、b身の回り品購入費 (1回のケガ、病気、 こついて、bについては5万円、aとり合計で 20 万円が限度となります。) ⑤ 旅行行程準限後、当初の旅行行程(復帰また は直接を関するために必要な交通費、宿泊費 (法反しを受けた金額や負担することを予定 していた金額は達し引きます。) ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ② 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられ た場合の消毒費用 ※ 日本国外においてカイロブラクティック、鍼(はり)または灸(をゅう)による治療で支出した質用は保険 金をお支払いできません。 で契約者、被保険者、または被保険者の親族の 方が実際に支出した下配の費用で社会通念上の または灸(をもっ)による治療で支出した質用は保険 金をお支払いできません。 1 世索数助費用 (2) 救援者の現る金額 (2) 救援者の現る金額 (2) 世家数助等 (3) 世界を数的等の (4) 世界を数的等の (5) 現地からの移送費用(私戻しを受けた金額。 負担することを予定していた金額、治療費用的 分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑤ 現地からの移送費用(私戻しを受けた金額、 負担することを予定していた金額・治療費用的 分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑤ 現地からの移送費用(私戻しを受けた金額、 負担することを予定していた金額・第2時間のが所行程に、 (4) でまたは直接帰屋するために、被保険 者が負担したご家族の交通費および宿泊を設 発限側に直接を込った正确。 (5) 海根のに直接と込ったで海原 をとり、こにおきないに対しまたが、 (6) 海原とはいて治療を受けた場合に、根保険 者が良担したご家族を関けに固定とがの場でが、 (6) 海原とはいて治療を受けた場合に、原名の (7) 表表のでは場合に、自己の (7) 表表のでは場合に、自己の (8) 表となりまでは、 (8) のののよび教験更関に (8) とでのよびが発している。 (8) となりまではののが、 (8) のの旅行行程に (8) からの移送費用(私) のが、 (8) のの旅行行程に (8) からのおとなりまでは、 (8) のの旅行行程に、 (8) ののなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなど			旅行中に死亡された場合
(3) 乗っている前空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急機要・救助活動が必要な状態と確認された場合 など (注3) 家族タイプをご契約の場合は、日数によらず入院された場合となります。ただし、下配では支払いする保険金の値 や 機関費用に関するもの 2 からのの費用については3日以上続けて入院された場合に限ります。 (2) 治療の間に関するもの 9 からのの費用に関するもの 9 で場合のでは、日数によりでは、一次の場合は期からの1分の (3) (5) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7			治療を開始し、旅行終了日からその日を含め
公的機関によって緊急搜索・救助活動が必要な状態と確認された場合となります。ただし、下記「お支払いする保険金の額●、健養費用に関するもの」のからのの質用については3日以上続けて入院された治療費用に関するもの」でおきの質用に関するもの」を必要をいまった。では、一方にの意と、というのでは、ケガの場合は不動をのでは、一方にの強力に関するものでは、ケガの場合は事故の日から、表のしたり、病気の日から、その日を含めて、180 日以内に必要となった費用に限ります。) ② 治療のために必要になった。通い関係を質問を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、			⑤ 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事
(注3) 家族タイプをご契約の場合は、日数によらず入院された場合となります。ただし、下記 (お支払いする保険金の額 ● (財政費用に関するもの) ② から⑥の費用については3日以上続けて入院された場合に限ります。 ●治療費用に関するもの下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~②。⑥、のについては、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、天費用に限ります。)① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用「緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含みます。② 治療のために必要になった通訳雇入費用、交通費 3 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)② 入院のため必要になった通訳雇入費用、交通費 (1回のケガ、病気について、bについては5万円、a. とり合計で20万円が限度となります。)⑥ 保険金額では20元、カリカーの大力、病気について、bについては5万円、a. とり合計で20万円が限度となります。)⑥ 保険金額が表しために必要な交通費(指定していた。全が大きなめに必要な交通費(指定していた。全部であり、治療では当ることを予定していた金額は差し引きます。)⑥ 保険金額が表しめい必要な医師の診断書費用 ② 法令に基づまとめに必要な医師の診断書費用 ② 法令に基づま、20前機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ※ 日本国外においてカイロブラクティック、貧(はり)または炎(きゅう)による治療で支出した費用は保険金の変数数してきません。 ● 救援費用に関するもの では復航空連賃などの交通費(救援者3名分まで) 3 教養者の項泊施設の客室料(教援者3名かまつ) 3 教養者の宿泊施設の客室料(教援者3名か 7 1 名につき合計・日分まで) ② 救援者の適節手続費、現地での諸権費 (本人タイプの場合は被災者1名につき64日分まで) ② 東域を必要費用(100万円まで、家族タイプの場合は被災者1名につき6時の別方が表でのよるには自接側面が大いた金額、治療費用に関するものを合われ、治療・教験費用に関するものを合われ、治療・教験費用に関するものを合われ、治療・教験費用に関するものを合われ、治療・教験費用に関するものを合われ、治療・教験費用に関するものを合われ、治療・教験費用に関するものを合われ、治療・教験費用を設定していて、治療費者が診療機関に直接支払の対象となり。これも対なの対象となり。これも対なが必要した場合に、最後検養者が診療機関に直接支払の対象となり。これは対なが必要した場合、・その制度により、後保険者が診療機関に直接支払のことが必要とならない。別分は、また、海外において治局をの財政があるる場合で、この制度により、後保険者が診療機関に直接支払のことが必要とならない・別分、また、海外において治療を受けた場合、これの利用に対して治療を受けた場合に、自食の対しの対しにより、表に、海外において治療を受けた場合に、自食の対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの			
院された場合となります。ただし、下記「お支払 いする保険金の額 ● 救援費用に関するもの」② から⑥の質用に関するもの 下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち 社会通念上妥当と認められる金額 (下記の①~③。⑥、(のについては、ケガの場 合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、た質用に限ります。) ② 医師・病院に支払った診療・入院関係費用(緊 急移送費、病院が利用できない場合や医師の指 示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含 みます。) ② 治療のために必要になった通訳雇人費用、交 通費 現 (表生の値里費 (ケガの場合のみ) ④ 入院のため必要になった通訳雇人費用、交 通費 (表し身の回り品購入賃 (1回のケガ・病気 について、bについては5万円、aとb合計で 20万円が限度となります。) ⑤ 旅行行程証限後、当初の旅行行程に復帰または直接開目するために必要な医師の診断書費用 ※日本国外においてカイロブラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いてきません。 ● 救援者の報助書を自じられた場合の消害費用 ※日本国外においてきません。 ② 教援者の預知を主ました費用は保険金をお支払いてきません。 ② 教援者 3名分まで) ③ 教援者の商油施設の客室料 (救援者 3 名かつ1 名につき1 4 日分まで)。 ③ 保験費用に関するもの ご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ③ 投索教助費用 ② 教援者の宿泊施設の客室料 (救援者 3 名かつ1 名につき1 4 日分まで)。 ④ 教援者の商油施設の客室料 (救援者 3 名かの1 名につき2 4 日分まで)。 ④ 教援者の適当を費用 (払戻しを受けた金額、 5 現場を別議の書となるを記さとを予定していた金額(計きます。) ⑤ 現地からの移送費用 (払戻しを受けた金額、 6 関することを予定していた金額(計きます。) ⑤ 環体処理費用 (100 万円まで)(の 教養を協立とを対しる金額はも別きます。) ⑥ 遺体処理費用 (100 万円まで)(の 教養をおり、にはお支払いがなきたれ、被保険者が適廃費用的の客室料 (14 日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケカ、病気、事故などについて、治療費用に関するもかおよび核度時間に関立なわかに、被保険者が多強機関に直接支払った費用 となります。また、次のよ、bの費用が対象となりません。 a 日本国内において治療を受けた場合、健康保険 を対して治療を受けた場合、健康保険 ありまたは可能の場 からないが また、海外において治療を受けた場合、健康保険 者が多規に同様で払った資用 となりをいるが必要は同じないの対象となりました。 a 日本国内において治療を受けた場合 (健康保険 者が負担しておの長者が診療機関に直接支払った費用 となりにはお支払いの対象となりました。 a 日本国内において治療を受けた場合 (健康保険 者が負担しておりを受けた場合 (健康保険 者がりまたが)の素機関に直接支払った資用 となりにおおないがよないの対象となりまた。 1 日のかりが、表しなの様間に関することが必要がある場合で、表しなの様間に関することを予定していたるの様間に関することを予定していたるの様間に関することを予定していたるの様間に関することを予定していたるの様間に関することを予定していたるの様間に対していために対していために対していために対していために対していために対していために対していために対していために対していために対していために対しないために対していために対しないために対しないために対していために対していために対していために対していために対しないために対していために対しないために対しないために対していために対していために対していために対しないないために対しないないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないために対しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない			
のような保険金の額 ●数規費用に関するもの」② から⑥の費用については3日以上続けて入院された場合に限ります。 ●治療費用に関するもの下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念と妥当と認められる金額(下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通常と妥当と認められる金額(下記のの一つ。、⑥、⑦については、ケガの場合は引きの日から、病気の場合は初診の日から、たの日を含めて180 日以内に必要となった費用に限ります。) ① 医師・病院に支払った診療・入院関係養師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含みます。) ② 治療のため心要になった通訳雇入費用、交通費 (3 義手、義足の修理費 (ケガの場合のみ) (4) 入院のため心要になった。直駅電話料等通信費、b.身の回り品購入費 (1 回のケガ、病気について、b についても5 万円、a と b 合計で20万円が限度となります。) ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費 (払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 (法反しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 (法合の消毒費用 ※日本国外においてカイロブラクティック、鍼(はり)または食(きゅう)による治療で支出した費用は保険金を支払いできません。●数援費用に関するものご契約者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額(① 搜索教助費用 (2 数援者の現地までの往復航空運賃などの交通費 (数援者) る金額 (3 世界教助費用 (2 数援者の宿前施設の客室料 (教援者 3 名かつ1 名につき14 日分まで) (3 数援者の宿前施設の客室料 (数援者 1 名につき合計で40万円までとなります。) ⑤ 現地からの移送費用 (払戻しを受けた金額、治ますてとなります。) ⑤ 現地からの移送費用 (1 人戻しを受けた金額、治ます立りの事合は被災者 1 名につき合計で40万円まで)2 (3 旅タイプの場合はが資産機関に高きます。) ⑥ 遺体処理費用 (100万円まで) (3 家族タイプの場合おが資産機関に直接支払の対象となりません。4 日本国内において治療を受けた場合に、被保険者が多常規関に直接支払の対象となりません。4 日本国内において治療を受けた場合に、も自己負担額として海険を含が診療機関に直接支払の対象となりません。4 日本国内において治療を受けた場合に、も同り、海外において治療を受けた場合に、も自己負担額として破険者が診療機関に直接支払の方数。 第 大衛に関することが必要とならないがあり、また、海外において治療を受けた場合に、も自己負担額として必要とならないが的分割となられいの対象となりません。4 日本国内において治療を受けた場合に、後険者が資産機関に直接支払った資用 (4 日の方の 5 日の			(注3) 家族タイプをご契約の場合は、日数によらず入
●治療費用に関するもの 下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち 社会通念上妥当と認められる金額 (下記の小へ③、⑥、⑦については、ケガの場 合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180 日以内に必要となっ た費用に限ります。) ① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用(緊 急移送費・病院が利用できない場合や医師の指 示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含 みます。) ② 治療のために必要になった通駅罹入費用、交 通費 (いする保険金の額 ●救援費用に関するもの」②
下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち 社会通をよ野当と認められる金額 (下紀の40~3。6。のについては、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。) (更師・病院に支払った診療・入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含みます。) (多治療のために必要になった通駅罹入費用、交通費 (多義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) (多人院のため必要になった通駅罹入費用、交通費、6身の回り品購入賃(1回のケガ・病気について、6については5万円、aとり合計で20万円が限度となります。) (多旅行行程服務を、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な医師の診断書費用(払戻しを受けた金額に発し引きます。) (多保険金請求のために必要な医師の診断書費用) (お合の消毒費用 (お日本国外においてカイロブラクティック、鍼(はり)または食(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 (多援費用に関するもの ご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額(接便)を要ける金額は差し引きます。) (多数援者の溶泊施設の客室料(数援者3名かつ)3 (3数援者の溶泊施設の客室料(数援者3名かつ)3 (3数援者の溶泊施設の客室料(数援者3名かつ)4名につき14日分まで) (4数援者の湯に持て30場合はお計で20万円まで、家族タイブの場合は被災者1名につき合計で40万円までとなります。) (5)現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用のサで支払のれるべき金額は差し引きます。) (6)遺体処理費用(100万円まで) (7)【家族タイブの場合はお計で20万円まで、家族タイブの場合は被災者1名につき合計で40万円までとなります。) (5)現地からの移送費用(払戻しを受けた強用)ので支払のが含または、治療の場でが高く地産財務を受け、14日分まで3年の表に、後保険者が含または、14日分まで)。また、次の3、5の費用がまさ払いの対象となりません。 a 日本国内においた治療を受けた場合に、被保険者が多機関に直接支払った費用 c. 日本国内においた治療を受けた場合に、後保険者が多様限に直接支払った費用 c. 日本国内においた治療を受けた場合に、自己負担額として破保険者が診察機関に直接支払った費用 c. 日本国内においた治療を受けた場合に、自己負担額として破保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内においた治療を受けた場合に、自己負担額として破保険者が診療機関に直接支払の対かまた、海外において治療を受けた場合に、自己負担額として破保険を野が多る場間に直接支払の対かまた、海の保険者が診療機関に直接支払のがよれ、を保険者が診療機関に直接支払のことが必要した。カルにおいても同様の制度がある場合に、その機関に直接支払の対かに対しても同様の制度がある場合に、後限検者が診験機関に直接支払の対ないの対象とないがなられても同様の対してものは、1000分よりに対してものは、1000分よりに対してものは、1000分よりに対してものは、1000分よりに対してものは、1000分よりに対してものは、1000分よりに対してものは、1000分よりに対してものは、1000分よりに対してものは、1000分は、10000分は、10000分は、10000分は、10000分は、10000分は、10000分は、10000分は、1			た場合に限ります。
(下記の①~③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、病気の場合は初診の日から、元の日を含めて180 日以内に必要となった費用に限ります。) ① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合を含みます。) ② 治療のために必要になった通訳雇入費用、交通費 用 () 治療のために必要になった通訳雇入費用、交通費 () 治療のために必要になった通訳雇入費用、交通費 () 義手、義足の修理費 (ケガの場合の砂料等通信費、) 身の回り品購入費 (1 回のケガ、病気について、 b については5万円、 a とり合計で20万円が限度となります。) ② 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(1 長度) () 旅行行程職別後、自引きます。) ② 依保険金請求のために必要な交通費、宿泊費(1 人戻しを受けた金額い会別より消毒を命じられた場合の消毒費用			下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち
ら、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。) ① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含みます。) ② 治療のために必要になった通訳雇入費用、交通費 ③ 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④ 入院のため必要になった。 国際電話科等通信費、 b. 身の回り品購入費 (1回のケガ、病気について、b については5万円、a と b 合計で20万円が限度となります。) ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額は差し引きます。) ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ② 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ※ 日本国外においてカイロブラクティック、鍼(はり)または奏(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。			
原 た費用に限ります。) ① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含みます。) ② 治療のために必要になった通配雇入費用、交通費 ③ 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④ 入院のため必要になった。	<u>;</u>		
・	療		
接			急移送費、病院が利用できない場合や医師の指
(国)			みます。)
(金) 入院のため必要になった。A国際電話料等通信費、b身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円が限度となります。) (5) 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額は差し引きます。) (6) 保険金請求のために必要な医師の診断書費用(カテーション・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	用		通費
(こついて、bについては5万円、aとb合計で20万円が限度となります。) ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦ 法合に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ※ 日本国外においてカイロブラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ● 救援費間に関するもので契約者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ① 搜索救助費用 ② 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで) ③ 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者1名分まで) ④ 救援者の適航手続費、現地での諸雑費(本人タイプの場合は会計で20万円まで、家族タイプの場合は被災者1名につき合計で40万円までとなります。) ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで) ⑦ 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b、の費用がお支払いの対象となりました。由年国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 b、海外において治療を受けた場合に、彼保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合に、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が診療機関に直接支払った費用 b、海外において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接			
(事) (新行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) (事) (保険金請求のために必要な医師の診断書費用で、法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用※日本国外においてカイロブラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 (事) 枚援費用に関するものご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認款的者。金額(別、搜索救助費用で、担害での企業ので、通費(救援者3名分まで)ののので、数援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで)ののので、数援者の渡航手続費、現地での諸雑費(本人タイプの場合は合計で20万円まで、家族タイプの場合は合計で20万円まで、家族タイプの場合は合計で20万円まで、家族タイプの場合は合計で20万円まで、多別で支払われるべき金額は差し引きます。)(多) 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。)(多) 遺体処理費用(100万円まで)の「(家族タイプの場合のみ・) 旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび教援費用に関するものを合わせ、治療・教援費用保険金額が限度となります。また、次のみ、上の専用がお支払いの対象となりません。a. 日本国内において治療を受けた場合に、強保険者が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合、健康保険、労災保険者が多数機関に直接支払った時用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険者が多数機関に直接支払った時用	金		
(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦ 法令に基づき 入的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ※ 日本国外においてカイロブラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ● 救援費用に関するものご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額① 搜索救助費用② 救援者る宿泊施設の客室料(救援者3名分まで)③ 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで)④ 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(本人タイプの場合は被災者1名につき合計で40万円までとなります。) ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで) ⑦ 【家族タイプの場合は前差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで)) ② 家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものもらた、法療・救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび対援費用に関するものおよび対援費用に関するものおよび対援費用に関するものおよび対援費用に関するものおよび対援費用に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外において治療を受けた場合、健康保険、労災保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外において治療を受けた場合、で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外において治療を受けた場合。で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要した。			
していた金額は差し引きます。) ⑤ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ※ 日本国外においてカイロブラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ■ 救援費用に関するもの ご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ① 搜索救助費用 ② 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者 3名分まで) ③ 救援者の宿泊施設の客室料(救援者 3名かつ1名につき14日分まで) ④ 救援者の腐済・現地での諸雑費(本人タイプの場合は合計で20万円まで、家族タイプの場合は被災者1名につき合計で40万円までとなります。) ⑤ 現地からの務送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで) ② 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b、の費用がお支払いの対象となり、こはお支払いの対象となりません。 a、日本国内において治療を受けた場合に、由己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 c、日本国内において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 こ日本国内において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 こ日本国内において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 これていても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。			
② 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ※ 日本国外においてカイロブラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ● 救援費用に関するもので契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額① 捜索救助費用② 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者 3 名分まで)② 救援者の宿泊施設の客室料(救援者 3 名かつ1名につき14日分まで)④ 救援者の適航手続費、現地での諸雑費(本人タイプの場合は合計で20万円まで、家族タイプの場合は被災者1名につき合計で40万円までとなります。)⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。)⑥ 遺体処理費用(100万円まで)⑦ 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、bの費用がお支払いの対象となり、c、はお支払いの対象となりません。 a、日本国内において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 C、日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が診療機関に直接支払ったも同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の報度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の報度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とない記述ないます。また、海外においてはないますないますないますないますないますないますないますないますないますないます			していた金額は差し引きます。)
※日本国外においてカイロブラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ・ 救援費用に関するもの ご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ① 捜索救助費用 ② 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで) ② 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで) ③ 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで) ③ 救援者の現前手続費、現地での諸雑費(本人タイプの場合は破災者1名につき合計で40万円までとなります。) ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで) ⑦ 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b、の費用がお支払いの対象となり、c、はお支払いの対象となりません。 a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 c.日本国内において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c.日本国内において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が診療機関に直接支払っことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払っことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払っことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払っことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払っことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払っことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払っことが必要とならない部分。また、海外においておいなのよりにより、は、は、ないのよりにより、は、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、ないの			⑦ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられ
*** ■ 会・お支払いできません。 ● 教援費用に関するもの ご契約者、被保険者、または被保険者の親族の 方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥 当と認められる金額 ① 捜索救助費用 ② 救援者の現地までの往復航空運賃などの交 通費(救援者3名分まで) ② 教援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ) ③ 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ) ③ 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費 (本人タイプの場合は合計で20万円まで、家族タイプの場合は被災者1名につき合計で40万円までとなります。) ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで) ② 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、bの費用がお支払いの対象となり、c、はお支払いの対象となりません。 a、日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 c、日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c、日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が診療機関に直接支払っことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度により、対しないのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			※ 日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)
立契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ① 捜索救助費用 ② 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで) ③ 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで) ④ 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(本人タイプの場合は合計で20万円まで、家族タイプの場合は被災者1名につき合計で40万円までとなります。) ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで) ⑦ 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b、の費用がお支払いの対象となり、こはお支払いの対象となりません。 a、日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 b、海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c、日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が診療機関に直接支払った問用 c、日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分により、を表しないのは、または、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			金をお支払いできません。
する		払	
(1) 捜索救助費用 (2) 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで) (3) 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かで) (4) 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(本人タイプの場合は合計で20万円まで、家族タイプの場合は合計で20万円まで、家族タイプの場合は被災者1名につき合計で40万円までとなります。) (5) 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) (6) 遺体処理費用(100万円まで) (7) 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) (※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b.の費用がお支払いの対象となります。また、次のa、b.の費用がお支払いの対象となります。また、次のa、b.の費用がお支払いの対象となります。また、次のa、b.の費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b.の費用がお支払いの対象となりません。 (a. 日本国内において治療を受けた場合に、使保険者が診療機関に直接支払った費用と、海外において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払っことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が直接		す	
通費(救援者3名分まで) ③ 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名か		保	
 (到 教援者の渡航手続費、現地での諸雑費 (本人タイプの場合は合計で 20 万円まで、家 族タイプの場合は被災者 1 名につき合計で 40 万円までとなります。) ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、 負担することを予定していた金額、治療費用部 分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで) ⑦ 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要 		金	通費(救援者3名分まで)
(本人タイプの場合は合計で 20 万円まで、家族タイプの場合は被災者1名につき合計で 40 万円までとなります。) ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで) ⑦ 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要			つ 1 名につき 14 日分まで)
万円までとなります。) ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで) ⑦ 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa.、b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払っことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払っことが必要			(本人タイプの場合は合計で 20 万円まで、家
負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで) ⑦ 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa.、b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要			
(6) 遺体処理費用(100万円まで) (7) 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) (8) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa.、b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 (a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用と、海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 (5) に日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払っことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払っことが必要			0 72
⑦ 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要			⑦ 【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、
の客室料 (14 日分まで) ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要			帰するためまたは直接帰国するために、被保険
どについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa.、b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要			
関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要			
象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要			関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度
額として被保険者が診療機関に直接支払った費用b.海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要			象となり、c.はお支払いの対象となりません。
療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、 労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接 支払うことが必要とならない部分。また、海外に おいても同様の制度がある場合で、その制度によ り、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要			額として被保険者が診療機関に直接支払った費用
労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接 支払うことが必要とならない部分。また、海外に おいても同様の制度がある場合で、その制度によ り、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要			療機関に直接支払った費用
おいても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要			労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接
			おいても同様の制度がある場合で、その制度によ

治療・救援費用保険金	保険金をお支払いできない主な場合	① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 闘争行為、犯罪行為 ③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注1) ⑤ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ⑥ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ⑦ 危険な職業に従事中のケガ ⑧ 旅行開始前、終了後に発生したケガ ⑨ 妊娠、出産、早産または流産が原因の病気 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		も、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、 眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます。 被保険者(注1)が海外旅行中における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物(注2)
個人賠償責任保険金	保険金をお支払いする場合	により、他人を光陽ときだり、他人の物(任2) に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律 上の損害賠償責任を負った場合 (注1)被保険者が責任無能力者である場合は、 その責任無能力者の行為により親権者等が 法律上の損害賠償責任を負った場合も保険 金お支払いの対象となります。 (注2)レンタル業者よりご契約者または被保険 者が直接借用した旅行用品または生活用品、 宿泊施設の客室・客室内の動産(セイフティ ボックスのキーおよびルームキーを含みま す。)、住居等居住施設内の部屋・部屋内の動 産(ただし、建物、マンションの戸室全体を 賃借している場合を除きます。)を含みます。
	お支払いする保険金の額	損害賠償金の額
	保険金をお支払いできない主な場合	 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ご契約者、被保険者の故意 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 向居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 心神喪失に起因する損害賠償責任 心神喪失に起因する損害賠償責任 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます。)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます。)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任
携行品損害保険金	保険金をお支払いする場合	金お支払いの対象となります。 海外旅行中に携行する身の回り品(注)に、偶然な事故により損害が発生した場合 (注)被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、下記のものは対象に含まれません。 ① 通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。 ② 預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証、その他これに類する物。ただし自動車または原動機付自転車の免許証やパスポートについては補償対象となります。 ③ 船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品 ④ 山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます。)などの危険な運動を行っている間のそのための用具やサーフィン等を行うための用具でよる物。 動物および植物 ⑦ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器

(
		損害の額 - 自己負担額 (0円)
		※ 保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となり
携行品	お支払いする保険金の額	ます。 ※ 携行品損害保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空会社に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は、保険期間を通じて30万円となります。 ※ 損害の額は携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は5万円)が限度となります。 ※ 損害の額とは修理費、または再調達価額(同等のものを再度新品で購入するために要する費用をいいます。)から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再取得費用(現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費を含みます。)をいいます。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。。
損		① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故
害保険金	保険金をお支払いできない主な場合	意または重大な過失 ② 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注) ④ 差押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を含みません。) ⑤ 保険の対象の欠陥 ⑥ 保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い ② 保険の対象のすり傷等の単なる外観の損傷 ⑧ 保険の対象の置き忘れ・紛失 など (注) デロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。
	保	航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機到着
	険 金	後 6 時間以内に予定目的地に運搬されなかった
do-t-	を	ため、やむをえず必要となった身の回り品購入のための専用を負担した場合
航空	すお る支	ための費用を負担した場合
機	場払合い	
寄託	HV1	身の回り品購入費
手	お	※ 身の回り品購入費とは、次の①から③のものをいいま
荷	支保払	す。 ① 衣類購入費 (下着・寝間着等の必要不可欠な衣類)
物遅	険い金す	② 生活必需品購入費 (洗面用具など) ③ 上記①②以外にやむを得ず必要となった身の回り
延	のる	品購入費
等	額•	※ 1回の事故につき10万円が限度となります。※ 目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に
費用	/=	限ります。
保	保険	① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故 意もしくは重大な過失または法令違反
険 金	で金きを	② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、
र्जिट	なお い支	暴動 (注) ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
	主払ない	など
	場·	(注) テロ行為によって発生した損害に関しては、自動 セットされる「テロ行為補償特約」により、保険
	合・	金お支払いの対象となります。

- 金お支払いの対象となります。 ※ 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程 度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお 支払いします。
 - ※ 家族タイプの場合、個人賠償責任、携行品損害および航空機寄託手荷 物遅延等費用については、ご本人およびご本人と一緒に旅行されるご家 族のうち契約画面に入力された方(被保険者)全員で一つの保険金額を 共有します。

⚠ 特約の補償に関するご注意 被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等

をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無 駄となることがあります。 ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望 に沿った内容であることを必ずご確認ください。

(注) なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約 等が 1 つのご契約のみにセットされている場合は、 等が 1 つのご契約のみにセットされている場合は、 そのご契約を解約されると補償がなくなってしまい

ますのでご注意ください。

(2) 保険期間(ご契約期間) 保険期間は旅行期間にあわせて3日~15日の間でご設定

ください。 旅行行程が2日以内または16日以上の場合にはご契約い ただけません。また、保険期間中であっても旅行行程開 始前および旅行行程終了後に発生した事故については保 険金をお支払いできません。

(3) 引受条件(保険金額等)

- ① 保険金額(ご契約金額)の設定については、ご用意した ンの中から被保険者の方の年齢や収入等に照らし て、ご選択ください。なお、死亡に関する保険金額は以下 のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契 約等と合算して 1,000 万円が限度となります。 ・満 15 歳未満の方を被保険者とする場合
 - ・ご契約者と被保険者が異なる場合
- ② ご契約者としてご加入いただける方は、次のすべての条 件を満たされている方に限ります。あらかじめご了承く ださい。
 - ・お申込み時点で日本国内に居住されている満 18 歳以 上の方

- ・個人の方(法人をご契約者とするお申込みはできませ ん。
 - 日本国内から web アクセスされている方(海外から お申込みはできません。)
 - クレジットカードをお持ちの方または au 携帯電話(ス
- マートフォンを含む)に登録済みの au ID をお持ちの方 ③ 被保険者としてご加入いただける方は保険期間の開始 時点で満74歳以下の方に限ります。あらかじめご了承 ください。

2 保険料

保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際にる 契約いただくお客さまの保険料につきましては、契約申込画面 てご確認ください。

3 保険料の支払方法・払込方法

- (1) **支払方法** [以下からご選択いただけます。]
 - クレジットカード払(注1)
 - ▶ 通信料金等との合算払 (注 2)

(2) 払込方法

ご契約時に全額を払い込む一時払となります。

学的時に筆観を払い込む一時払となります。
) お申込人(ご契約者)名義のクレジットカードに限ります。
) au 携帯電話(スマートンォンを含む)に登録済みの au ID をお持ちの方は、au 携帯電話(スマートンォンを含む)の通信料金等と合算してお支払いいただくことができます。なお、au ID を登録した au 携帯電話(スマートンォンを含む)の名義人がお申込人(ご契約者)ご本人およびご家族である場合に限ります。また、パソコンからお申込みの場合、通信料金等との合算払はご選択いただけません。

満期返れい金・契約者配当金 4

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、弊社サイト上の「お客さま専用 ージ(マイページ)」よりお手続きください。なお、解約に際 ては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった 期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があり ます。

注意喚起情報 п のご説明

ご契約に際してご契約者にとって不 利益になる事項など、特にご注意いた だきたい事項をこの「注意喚起情報の ご説明」に記載しています。

クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回等(クーリングオフ) はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みく ださい。

告知義務〔他の保険契約等の有無〕 2

(ご契約時にお申し出いただく事項)

- (1) ご契約者または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、弊社が契約申込画面にて告知を求める 項目(告知事項)について、ご契約時に事実を正確にお 申し出いただく義務(告知義務)があります。
- (2) 告知の項目について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただけなかった場合 や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合 には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお 支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一 度お確かめください。

【告知事項】 ① 被保険者が旅行行程中に従事する「危険な職業」

- (注1)の有無 同じ被保険者について身体のケガに対して保険
- 金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無

(注1) 危険な職業とは次のものをいいます。

オートテスター(テストライダーをいいます。)、オートバイ競争選手、 自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選 手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プ ロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みま す。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上 の危険を有する職業 (注2)海外旅行保険、スタンダード傷害保険等をいい、

団体契約、共済契約を含みます。

死亡保険金受取人について

死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人とさせていただき ます。また死亡保険金受取人の変更はお取り扱いできません。

通知義務〔ご契約後にご連絡いただく事項〕 ご契約者または被保険者は下記に記載する通知事項が発生し

た場合、遅滞なく弊社までご連絡いただく義務(通知義務)が

- あります。 (1) 旅行中に「危険な職業」に従事されることになった場合 「危険な職業(前記2と同じ)」に従事されることとな った場合、遅滞なく<mark>カ</mark>スタマーセンターまでご連絡くだ さい。この場合、ご契約が解除になり、危険な職業に従 事された時以降に発生した事故によるケガ等に対して
 - は、保険金をお支払いできませんのであらかじめこ ください。 (2) 住所または連絡先等を変更される場合 ご契約者が住所やメールアドレス等の連絡先を変更さ

れた場合は、遅滞なく弊社サイト上の「お客さま専用ペ ージ (マイページ) 」より手続きください。お手続きい ただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなく なります。

保険期間の延長について

旅行日程が変更(延長)となる場合で保険期間の延長をご 望のときには、日本にいらっしゃる代理の方(ご家族)に力 -センターにて延長の手続きを行うように依頼して ください。保険期間終了前に手続きが完了しませんと期間延 長ができなくなりますので十分ご注意ください。<mark>延長のお手</mark> 続きは海外から行うことはできません。また、通算保険期間が 31 日を超える期間延長はできません。お手続きの詳細に ついては、カスタマーセンターにお問い合わせください。

(注)被保険者が保険期間の末日までに旅行の終了を予定してい たにもかかわらず、下記の事由により遅延した場合には、保 険期間は到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時

- 間を限度として自動的に延長されます。 ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交 通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延また
 - は欠航・運休 ② 交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる 搭乗不能
 - ③ 被保険者が治療を受けたこと
- ④ 被保険者の旅券の盗難または紛失(ただし、被保険者が旅 券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。)
- ⑤ 被保険者の同行家族または同行予約者が入院したこと ※ 家族タイプをご契約の場合は上記以外にも自動延長される
- 場合がございます。詳細は家族旅行特約をご確認ください。

重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的としてケガ・病気・損害また は事故を発生させた場合、詐欺を行った場合や複数の保険契 とで保険金額等の合計額が著しく過大と 加入されるこ 約に :な 力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場 合などについては、ご契約を解除させていただくことや、保 険金をお支払いできないことがあります。

7 無効、取消し、失効について

下記の事がらに該当した場合について、既に払い込みいただ いた保険料の取扱いは以下のとおりです。 (1)ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に 保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結

- した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い 込みいただいた保険料は返還できません。 (2)ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によってご契
- 約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなるこ ح : があります。既に払い込みいただいた保険料は返還でき ません。 (3) 被保険者が死亡された場合は、この保険契約は失効とな
- ります。既に払い込みいただいた保険料は普通保険約 款・特約に定める規定により返還します。

弊社の保険責任は保険期間の初日(出発日当日)の午前 0

確認ください。

保険責任開始期

8

時に開始します。ただし、保険期間の初日(出発日当日)に お申込み手続きをされた場合は、ご契約成立後に保険責任が 開始されます。 保険契約手続完了通知(ご契約完了画面)に表示されま

、「保険期間」にて保険開始時刻をご確認ください。 いずれの場合にも、補償が開始されるのは旅行のために

住居を出発した時以降からとなります。 当サイト上で次の 3 つの手続きが完了した以降でないと補

- 償は始まりませんのでご注意ください。 「全ての内容を確認のうえ、 保険契約を申し込みます」ボ
- タンを押し、申込操作を完了していただくこと クレジットカードもしくは通信料金等との合算による払
 - 込手続きを完了していただくこと(保険料決済の有効性が 確認されること) 上記①および②の手続完了後に「保険契約手続完了画面」
 - が表示されること

9 保険金をお支払いできない主な場合 主なものを記載しています。詳細は普通保険約款・特約をご

- (1)次のいずれかによるケガ、病気、または損害については、 保険金をお支払いできません。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故 意または重大な過失
 - ・闘争行為、自殺行為、犯罪行為
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 (注1)

など

など

- (2) 下記のものは保険金をお支払いできません。 ① ケガに関する補償について
 - - が旅行開始前またはご旅行終了後に被ったケガ
 - ・危険な職業に従事中のケガ ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2)
 - ② 病気に関する補償について(治療・救援費用保険金の 治療費用部分のみ)
 - ・ご契約時に既に被っている病気 など (注 1) テロ行為により発生したケガ、病気、損害に関して

は、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、 保険金お支払いの対象となります。 (注 2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、

レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳 鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することが できないものをいいます。

10 解約と解約返れい金について

ご契約後、保険契約を解約される場合には、弊社サイト上の「お 客さま専用ページ(マイページ)」よりお手続きください。解 約の条件によっては弊社の定めるところにしたがい、保険料を 返還させていただくことがあります。また、保険期間の開始日 以降に解約した場合、返還される保険料があっても、払い込み いただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、あ らかじめこ 了承ください。

11 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況 が変化したときには、保険金のお支払いや解約返れい金なとお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されたりする - 定期間凍結されたり金額が削減されたりする場 合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償 対象であり、経営破綻した場合の保険金・解約返れい金などは 80%まで(経営破綻後3 か月以内に発生した保険事故に係る 保険金は100%) 補償されます。

12 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

- ① 事故が発生した場合には、30 日以内に海外サポート デスクまでご連絡ください。事故の発生の日からその 日を含めて 30 日以内にご連絡がないと、それによっ て弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支 払いすることがあります。
 - ② 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際に お申し出ください。
- ③ 個人賠償責任補償特約がセットされたご契約の場合、 賠償事故に関わる示談交渉については、事前に弊社/ で相談ください。あらかじめ弊社の承認を得ないで損 害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合 には、保険金をお支払いできないことなどがあります のでご注意ください。
- 被保険者が実際に被った損害等を補償する特約など については、補償が重複する他の保険契約等がある場 発生した損害に対して既に支払われた保険金の有 無によって、弊社がお支払いする保険金の額が異なり ます。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。 (弊社がお支払いする保険金の額)
 - a. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払わ れていない場合は支払責任額(注2)をお支払いしま す。 b. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払わ
 - れた場合は、支払責任額(注2)を限度に、実際の損 害の額から他の保険契約等から支払われた保険金 または共済金の合計額を差し引いた額をお支払い します。 (注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保
 - 険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異 なる場合があります。詳細は普通保険約款・特約を ご確認ください。 (注2)他の保険契約等がないものとして算出した支払う
 - べき保険金または共済金の額をいいます。

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等 被保険者または保険金を受け取るべき方は、く別表「保

険金請求書類」>のうち弊社が求める書類をご提出して いただく必要があります。なお、必要に応じて他の書類 提出をお願いする場合がありますのでご 了承くだ Øī.

(3) 保険金のお支払時期

弊社は(2)保険金の支払請求時に必要となる書類等を ご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保 険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終 えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会ま たは調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約 定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は海 - トデスクまでお問い合わせください。 外サポー

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご 注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は 普通保険約款・特約をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1) 弊社所定の保険金請求書

(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)

弊社所定の傷害(疾病・損害など)状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等をご申告される書類をいいます。また、 事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)~(8)に掲げる書類もご提出いただく場合があります。

(3) 被保険者であることを確認する書類

例 各種名簿

家族関係の証明書類 健康保険被保険者証)

など

など

など

など

・旅行中であることを証明する書類(4)保険金の請求権をもつことの確認書類

・印鑑証明書、資格証明書・委任状・未成年者用念書 ・戸籍謄本 など

(5) ケガに関する保険金をご請求する場合に必要となる書類

保険事故の発生を示す書類

・公的機関が発行する証明書(事故証明書など)

弊社所定の死亡診断書または死体検案書

② 保険金支払額の算出に必要な書類

弊社所定の診断書・領収書 ・弊社所定の後遺障害診断書 ントゲン等の検査資料

運転資格を証する書類(免許証など) ・調査同意書(弊社がケガの状況や程度などの調査を行うために

必要な同意書)

(6)疾病に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類

① 保険事故の発生を示す書類

③ その他の書類

・弊社所定の診断書 など ② 保険金支払額の算出に必要な書類

・弊社所定の診断書または領収書

③ その他の書類

・調査同意書(弊社が疾病の状況や程度などの調査を行うために 必要な同意書)

(7) 損害賠償責任に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類 ① 保険事故の発生を示す書類 ・公的機関が発行する証明書(罹災証明書・事故証明書)または これらに代わるべき書類(被害届出受理番号を記入した書類) ・示談書またはこれに代わるべき書類 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、 写真 ② 保険金支払額の算出に必要な書類 修理見積書、 請求明細書、 領収書 · 図面(配置図、建物図面) ・その他の費用の支出を示す書類 ・損害賠償内容申告書 ントゲンなどの検査資料 ・受領している年金額の確認資料 ・交通費、諸費用の明細書 診断書、死体検案書 例 · 死亡 ・労災からの支給額の確認資料 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 • 葬儀費明細書、領収書 · 休業損害確認資料 (休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、 確定申告書) ・弊社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証 明書兼施術費明細書 ③ その他の書類 ・権利移転書 ・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明す る書類、被害者承諾を証明する書類) 例 ・調査同意書(弊社が事故または被害の調査を行うために必要な 同意書) (8) その他費用に関する保険金をご請求する場合に必要となる書類 ① 保険事故の発生を示す書類 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書、盗難届証明書など) ・ 損害物の写真 など ② 保険金支払額の算出に必要な書類 ・被害品の価格を証明する書類 ・修理見積書 領収書 ③ その他の書類 調査同意書(弊社が事故または損害の調査を行うために必要な 同意書) ・運転免許証のコピー 例 ・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・パスポ-- トのコピ ·旅行契約申込書、 ツアー旅程表 など ご契約時にご注意いただきたいこと -パレスの取り組みについて ①「お客さま専用ページ(マイペ--ジ)」の作成と活用 弊社では書面手続きをできる限り省略し、運営コスト の削減につとめ、低廉な保険料の商品をご提供してまい ります。そのため、ご契約者(もしくはご加入者)の皆 さまにご契約内容の照会・解約等を受け付ける「お客さ ま専用ページ(マイページ)」を弊社サイト上にご用意 いたします。「お客さま専用ページ(マイページ)」に アクセスするためにはログインID/パスワードが必 要となりますので、初回ご契約完了後にご案内するログ インID/パスワードは大切に保存ください。 ② 証券不発行の取り組み 保険証券の不発行は、 ご契約者(もしくはご加入者) の同意に基づいて実施しています。上記のとおりペーパ レスを実現するため、お申し込みにあたっては保険証券 の不発行の同意にご理解をお願いします。 ※ ご契約内容の詳細は、「お客さま専用ページ(マイページ)」 にてご確認いただけます。 ※ 保険金の請求にあたり保険証券のご提示は不要です。 (2) 普通保険約款・特約の取扱いについて 普通保険約款・特約は、パソコンサイトに掲載し にてご確認ください。スマートフォンサイトからはご覧 いただくことができませんのでご了承ください。なお、 普通保険約款・特約集のご郵送をご希望される場合には、 カスタマーセンターまでご連絡ください。 (3) 通信に関する免責事項について お客さまが入力されるお申込み内容、クレジットカー 払込内容などの個人情報を安全に送受信するために、 社ではSSL(暗号化通信)を使用しています。SSL使用に

社ではSSL(暗号化通信)を使用しています。SSL使用により通信経路での盗聴等による、情報漏洩には高い精度をもって対応できますが、万が一弊社の責によらない漏洩などにより発生した損害につきましては、弊社は責任を負いません。また、弊社の責によらない通信障害、端末障害等により、保険契約手続きが遅延または不能となったために生じた損害につきましても弊社は責任を負いません。

*請求できない次のような事情が

など

被保険者の方に保険金をご

保険金の代理請求について

ある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求することができる制度 (「代理請求制度」といいます。)がございます。 (被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金 のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いた だけません。)

- だけません。) ・保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると弊社 が認めた場合
 - ・弊社が認める傷病名等の告知を受けていない場合

【被保険者の代理人となりうる方】 ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者

- (注) ② 上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金
 - をご請求できない事情がある場合には、被保険 者と同居または生計を共にする3親等内の親族 3上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある
 - 場合には、上記①以外の配偶者 (注) または上記② 以外の3親等内の親族 (注) 法律上の配偶者に限ります。
- ※ 万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いします。被保険者の代理人からの保険金のご請求に対し

て弊社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金のご請求を受 けたとしても、弊社は保険金をお支払いできません。

ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約にお ける事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切か つ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事 故発生の際、同一被保険者または同一事故に係るご契約の状 況や保険金請求の状況について日本損害保険協会に登録さ れた契約情報等により確認を行っております。確認内容は、 上記目的以外には用いません。

※ 具体的には、損害保険の種類、ご契約者名、被保険者名、 険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目につ いて確認を行っています。

被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者がご契約者以外の方である場合において、次の①か ら⑤のいずれかに該当するときは、その被保険者は、ご契約 者に対しこの保険契約を解約することを求めることができ この場合、ご契約者は、弊社に対する通知をも の保険契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約 款・特約をご確認ください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- :の保険契約の被保険者となることについての同 意をしていなかった場合
- 下に該当する行為のいずれかがあった場合
- ご契約者または保険金を受け取るべき方が、弊社 にこの保険契約に基づく保険金を支払わせるこ とを目的としてケガを発生させ、または発生させ ようとした場合
 - ・ご契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力 団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認め られた場合 ・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づ
 - く保険金のご請求について、詐欺を行い、または 行おうとした場合
- ③ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状 態がもたらされるおそれがある場合 ご契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②
- および③の場合と同程度に被保険者のこれらの方 に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難 する重大な事がらを発生させた場合 ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その
- 他の事がらにより、この保険契約の被保険者となる ことについて同意した事情に著しい変更があった 場合 ※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、弊社に対する
 - 通知をもって、この保険契約を解約することができます。 その際はご本人を証明していただく資料等をご提出して いただきます。 ※2 解約する範囲はその被保険者に係る部分に限ります。

ご契約いただく内容に関する確認事項(意向確認事項)

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいてお りますが、最終的にお客さまのご希望を満たしているか再度 りますが、最終的にお客さまのこ布室を両にしているのでで、 ご確認・ご了解のうえご加入ください。ご不明な点などござい -センター ましたらカスタマ--までご連絡いただきますようお 願い申し上げます。

- 今回お申し込みいただくご契約についてご確認をお願い します。ご確認の結果、お客さまのご希望にお応えできな い部分がご ございましたら、お申込みを中止してください。
- (1) この保険は、旅行期間中のケガや病気による死亡・後遺障 害や治療に対する補償として提案させていただくもの です。
- (2) ご入力いただいた被保険者の『生年月日』『性別』 『旅 行先』『旅行目的』について、すべて正しい内容となっ ていることをご確認ください。
- (3) 次の項目について、お客さまのご希望どおりとなってい ることをご確認ください。 ① 補償の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場
 - 合、保険金をお支払いできない主な場合など)、特約 の内容 ② 被保険者の範囲
 - ③ 保険期間(旅行期間にあわせてご設定ください。)
 - ④ 保険金額
 - ⑤ 保険料および保険料の支払方法・払込方法
- (4) ご回答いただいた「旅行中の危険な職業・職種の有無」
- 「他の保険契約等」について、正しい内容となっている ことをご確認ください。 (5) 今回お申込みいただく保険は、契約者配当金制度がない
- ことをご確認ください。
- (6) 今回お申込みいただく保険は、総合的に見て、お客さま のご希望を満たした内容となっていることをご確認く ださい。

お客さまに関する情報の取扱い (1) お客さまの情報の利用目的について

お客さまからお預かりした情報は、適正な保険のお引受 け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険 金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供 のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営(再保 険契約に伴う諸手続きを含みます。)、商品のご提案、 グループ会社および提携先の商品・サービスのご提案・ 。... ころにのののjejjjjjの可能・ソーに入りに振業・ ご提供などに利用させていただきます。ただし、保健医 療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的はアファイブ

が限定されています。 (2) お客さまからお預かりした情報は、下記の①~⑨の場合 に提供または共同利用することがあります。

- ① 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外 部への提供が必要と判断される場合
- ② 利用目的の範囲内において、あらかじめ守秘義務契約を
- 締結した業務委託先等に提供する場合
- ③ 商品・サービスのご提案を行うためにグループ会社と共
- 同利用する場合 ④ 保険契約の適正なお引受け、保険金の適切なお支払い、
 - および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止する ため損害保険会社等の間で共同利用する場合
 - ⑤ 保険契約に関する事項について日本損害保険協会に登
 - 録され損害保険会社等の間で共同利用する場合
 - ⑥ 保険金の適切および迅速なお支払いのために必要な範

 - 囲において保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理 業者等)に提供する場合 ⑦ 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や

保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合

⑧ 医師等の第三者に対し、申込内容・告知内容・保険金請 求内容に関する事実確認を行う場合 ⑨ グループ会社の保険引受や保険金お支払いの可否の判

本契約に関する保険引受や保険金お支払いの可否を判断 するために、グループ会社からその保有する個人情報を

断に資するためにグループ会社に提供する場合 (3) お客さま情報の取得について

受けることがあります。 詳しくは弊社ホームページ(<u>http://www.au-sonpo.co.jp/</u>) をご覧いただくかカスタマーセンターにお問い合わせ

QUU損害保険株式会社

ださい。

N13D220641[1311]